

# 就業規則

労務の相談から逃げていませんか？

法改正に対応しリスクを防止するための  
就業規則新規作成サービス

## 就業規則がこのようになっていませんか



- ❑ 作成していない。ひな形規定があるだけ
- ❑ 法改正に対応しているか分からない
- ❑ 従業員から質問されて即答できず退職した
- ❑ 会社の実状とのギャップが把握できていない
- ❑ 実は、なぜ大事なのかよく分からない

1つでも当てはまるようでしたら、  
大きなリスク・トラブルにつながる可能性があります。



## 就業規則とは？

従業員が守るべきルールや労働条件を定めたもので、「会社のルールブック」や「会社の法律」とも呼ばれます。常時雇用する従業員が10名以上になった会社は、作成と所轄の労働基準監督署への届け出が義務付けられています。



## なぜ見直しが必要？

就業規則の記載内容に関する法改正が毎年行われており、対応していないことで、様々な労務リスク・トラブルを事前に防ぐことができなくなってしまいます。また、社長、労務、経理担当者が適切に労働条件、会社のルールについて回答できない場合は、従業員からの不信感に繋がる可能性もあります。

## どのように進めればいいのか？

### ヒアリング

会社の実態とギャップがないか？  
どのような労務環境にしていきたいのか？



法改正に対応していない点はどこか？  
リスクやトラブルにつながる可能性はないか？



### 作成

従業員への周知をどうするか？  
今後の運用をどのようにすべきか？



- ※現在の就業規則、雇用契約書がある場合はご提出をお願いいたします
- ※就業規則のボリュームや状況により納期が前後する可能性があります
- ※契約期間内に打ち合わせが可能なご担当者を選任をお願いいたします

A 社会保険労務士事務所担当者が  
お客様の担当者とメール、電話  
WEB面談で打ち合わせの上作成

## A 就業規則作成

**21万円**  
(消費税別途)

B 社会保険労務士の打ち合わせ  
労務管理相談が（対面またはWEB  
面談で）契約期間中3回まで可能

## B 就業規則作成

**30万円**  
(消費税別途)

※就業規則本則、賃金規定、育児休業規定、ハラスメント規定、休職規定  
パートタイム規定が対象です。

その他の規定がある場合は別途お見積りを提示させていただきます

※契約期間は3か月です



答えられなくて  
いつも不安！！

お給料

有給休暇

ハラスメント

退職

やっては  
いけないこと

働く時間  
と残業

定年

退職のルール

# 相談申込書 FAX：0742-45-4787

- 就業規則の相談を希望する
- 就業規則の新規作成サービスを希望する
- その他

お名前					
住所	〒				
TEL	—	—	FAX	—	—
Email					
相談希望 日程	月 日 ( ) 午前・午後 ご要望：				